



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係
☎476-1111(130)

◆平成 25 年度 ^{ハチマルニイマル} 8020運動達成者の調査について

歯は『健康のシンボル』ともいえることから、町では『8020運動（80歳で自分の歯が20本以上あること）』に取り組んでおり、平成25年度もその運動の一環として80歳以上の方で自分の歯が20本以上ある方を調査し、表彰しております。

該当すると思われる方は、下記までお知らせください。

なお、お知らせいただいた方につきましては、歯科医師による歯科健診を受けていただいた上で表彰させていただきます。

【対象者】 町内に住所を有し、80歳以上の方（昭和8年12月31日以前に生まれた方）で、ご自分の健康な歯が20本以上ある方。（前年度までに表彰を受けられた方は除きます。）

【申込期限】 平成26年1月31日（金）

【連絡先】 保健福祉課 健康増進係 TEL：476-1111（内線130）



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

◆ 20 歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やケガで重い障害が残ったり、家族の働き手が亡くなったときなどに年金を支給し、思いがけない人生の『万が一』もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

■義務と権利

国民年金は日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を納める義務があり、年金を受け取る権利があります。

■加入の手続き

学生や自営業者などの『第1号被保険者』となる方は、お住まいの市町村役場で直接手続きをしてください。サラリーマンや公務員の『第2号被保険者』の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の『第3号被保険者』の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

■保険料の『学生納付特例制度』と『若年者納付猶予制度』

『学生納付特例制度』とは、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。納付の特例申請をされる場合は『学生証の写し』もしくは『在学証明書』が必要です。

『若年者納付猶予制度』とは、学生でない30歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

これらの制度は、申請を行わないで国民年金保険料が未納となっていると、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、『障害基礎年金』を受け取ることができなくなること防止するためのもので、本人の申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。

■年金手帳は大切に保管を！

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される『基礎年金番号』が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 TEL：0994-42-5121 住民環境課 戸籍年金係 TEL：476-1111（内線126）